

令和5年度 第3回木津川市第4次障害者基本計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 会議経過要旨

会 議 名	令和5年度 第3回木津川市第4次障害者基本計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会		
日 時	令和5年11月27日(月) 午前9時30分～午前11時00分	場 所	木津川市役所4階 会議室4-3
出 席 者	委 員	<input checked="" type="checkbox"/> 安藤委員長 <input checked="" type="checkbox"/> 柘植副委員長 <input checked="" type="checkbox"/> 樋口委員 <input type="checkbox"/> 石塚委員 <input checked="" type="checkbox"/> 渡邊委員 <input checked="" type="checkbox"/> 竹内委員 <input checked="" type="checkbox"/> 井上委員 <input checked="" type="checkbox"/> 畔柳委員 <input checked="" type="checkbox"/> 藤原委員 <input type="checkbox"/> 岩井委員 <input checked="" type="checkbox"/> 濱松委員 <input checked="" type="checkbox"/> 宮原委員 <input type="checkbox"/> 岸田委員 <input checked="" type="checkbox"/> 須河委員 <input checked="" type="checkbox"/> 河本委員 <input checked="" type="checkbox"/> 永井委員	
	事 務 局	山本健康福祉部長、平野健康福祉部次長、 石本社会福祉課主幹、森本障害者福祉係長、井上主任 (株)ぎょうせい藤山氏、藤田氏	
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 前回委員会資料からの修正箇所について (2) 計画中間案に関する審議 (3) その他 3. その他 4. 閉会		
会 議 資 料	・次第 ・委員名簿 ・座席図 ・資料1 前回委員会資料からの修正箇所 ・資料2 第4次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン、第7期木津川市障害福祉計画、第3期木津川市障害児福祉計画(中間案)		
会 議 結 果 要 旨	<b>1 開会</b> 委員12名の出席により、会議が成立していることを確認した。(委員1名途中入場) 会議資料について確認した。		
	<b>2 議事</b> 議事について事務局より説明を行い、意見交換を行った。		

	<p><b>3 その他</b>          次回策定委員会の日程について2月の中旬から下旬の実施予定とし、詳細を後日調整とする。</p> <p><b>4 閉会</b></p>
<p>会議経過要旨</p> <p>◎：委員長          ○：委員          ⇒：事務局</p>	<p><b>1 開会</b>          会議結果要旨のとおり</p> <p><b>2 議事</b>          (1) 前回委員会資料からの修正箇所について          (2) 計画中間案に関する審議</p> <p><b>【資料】</b> 資料1「前回委員会資料からの修正箇所」、資料2「第4次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン、第7期木津川市障害福祉計画、第3期木津川市障害児福祉計画（中間案）」を用いて説明</p> <p><b>【説明】</b> ⇒：資料1を用いて修正箇所一覧の説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3計画を合冊で策定する。</li> <li>・ 障害福祉計画および障害児福祉計画については計画期間3年で見直しを行う。障害者基本計画は6年計画であるが2計画の策定時に中間評価をする。ただし、基本計画部分の修正までは行わない予定。</li> </ul> <p><b>【基本計画部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 3「社会モデルに基づく」を削除</li> <li>・ P. 10障がいの表記に関する但し書きを修正</li> <li>・ P. 9計画の位置づけ図を変更</li> <li>・ P. 49基本理念「つながり 支え合い 互いを認め合い 安心して生きがいを持ち暮らし続けられる福祉のまち」と変更</li> <li>・ P. 55計画の基本理念をP. 49同様に変更</li> <li>・ P. 56基本方針1「ヘルプマークの普及」を追加</li> <li>・ P. 73基本方針5①障害福祉サービスの提供に施策の方向を追加</li> <li>・ P. 74「福祉人材の確保」を主な事業・取組に追加</li> <li>・ P. 75⑤家族介護者への支援の充実「医療的ケア児等の入院時の家族負担の軽減」を追加</li> <li>・ P. 77(2)住環境の確保に「グループホームの確保」を追加</li> <li>・ P. 78(3)保健・医療体制の充実「医療的ケア児等の支援のための協議の場・コーディネーターの設置」を追加</li> </ul> <p><b>【福祉計画部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 89～90、P. 99～100、P. 102～105、P. 120～</li> </ul>

122、P.124、P.127 各サービスの支給項目において前期計画期間の見込み量を表へ追加

- ・P.97④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置変更
- ・P.102自立訓練（機能訓練）の見込みを0→1人に変更、0人日→4人日と変更
- ・P.127児童発達支援の令和5年度実績を修正
- ・P.128「子ども・子育て支援」の見込みおよび確保策等について記載

### 【主な質疑・応答、意見】

◎：質疑、ご意見はあるか。

⇒：医療的ケア児の入院時のコミュニケーション支援の記載はどこにあったのか。

⇒：基本計画部分のP.75～76の事業取組に「医療的ケア児等の入院時の家族負担の軽減」と記載させていただいた。

○：前回計画には、「コミュニケーション支援事業を検討する」という記述があったと思うが、削除されたということか。コミュニケーション支援が京都市でもされており、P.76には、「国へ要望する等、対策を検討します。」と記載があるが、これが現実的に可能と思われるのかお聞きしたい。

⇒：障がい福祉計画部分のコミュニケーション支援の内容は基本計画に移させていただいており、国に要望するとともに、引き続き検討が必要な事項であると認識している。

○：医療的ケア児等への重度訪問介護の提供については難しいと思っている。コミュニケーション支援事業を実施検討する方が、可能性があると思っている。

今後、P.75のタクシー券をガソリン代に変えてもらえないのかという要望がでてくると思う。医療的ケア児は医療装置を積み込んで移動することになるため、タクシーに乗れない場合がある。タクシー券のガソリン代への利用を検討をいただきたいと思う。

⇒：検討させていただく。

○：資料2の基本理念が変更になっており、「障がいのある人の自己選択・自己決定」というのが大切でそれを文中に記載されている。ここは重要な箇所と思うのが、変更後の理念に反映されていないと感じるので、「自分らしく」というキーワードを入れてはどうか。また、「障がい者」「障がいのある人」の2つの表記が混合しているので、「障がいのある人」に統一してはどうか。

○：基本理念について、自己決定について具体的に考えると意思決定支

援の考え方が大切だ。意思決定支援をするのであれば、意思形成支援と表出支援をセットで考えないといけない。意思形成支援、意思表出支援、意思決定支援、自己決定と一連の流れを明示しておく、理念としては意味合いが深まるのではないかと。

⇒：基本理念に入れるということか、あるいは文中の説明に表記すべきということか。

○：どちらでも構わないと思う。経験がないと自分自身で選べないので、そこまで踏まえていただければと思う。

○：基本理念の箇所に意思決定支援の要素をすべて入れるのは難しいと思うが、一部補足として市の考え方として入れるのが最適ではないかと個人的に思う。

⇒：委員長と協議し、検討する。

○：医療的ケア児等のコーディネーターの配置と記載があるが、誰を指すのかが不明確である。養成研修修了者はいるが、コーディネーターとしての配置とは違うので整理が必要と思う。また、P. 6 6 と P. 9 6 に児童発達支援センターの記載があり、どれだけ充実させられるかだと思う。令和6年度からの開設にむけて、市・圏域の協議会で協議した結果を書き込めたらありがたいと思う。さらに、ペアレントトレーニングについて、市の実施を具体的に検討してほしい。加えて、相談支援センターのキャパシティはオーバーしているので、新しい相談支援センターの設置について記載していただければと思う。

地域生活支援拠点について、圏域では1事業所が拠点整備として指定を受けておられるが、地域生活支援拠点の面的整備について圏域・市の自立支援協議会でも、進めているところなので、拠点整備について記述があればと思う。以上検討をお願いしたい。

◎：ご意見感謝申しあげる。

⇒：委員長と協議し、検討する。

○：さきほどの意見を受けてP. 9 7の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は現状2人ということであるが、内容について教えてほしい。

⇒：前回の計画はコーディネーターの研修終了者を実績値としており、4名としていた。しかし、ご指摘にもあったように、研修を受けているだけでコーディネーターの配置とは言えないことを考慮し、市の相談支援の委託事業の中で研修を終了し、実際に活動をしていただいている2名を現状の配置数とした。

○：私たちが実施する送迎サービスで、通学する医療的ケアが必要なお子さんの送迎をお願いされることもある。そこを多機関で連携する

体制ができればよいのかと思っている。加えて、P. 111の基幹相談支援センターの見込み量が有・無だけになっている。相談支援がひっ迫しているという話も出ていたなかで、例えば目標値を8年度までに2か所にする等、具体的な記載にできないか。

⇒: P. 111の基幹相談支援センターの設置と相談支援事業所のひっ迫状況にある問題については計画策定上は別と考えていただきたい。基幹相談支援センターについては木津川市から委託している事業所が1か所あり、総合的、専門的な相談支援を実施している。相談支援事業所については、障がい児者からの相談を受け、必要な計画をつくる役割を担っており、事業所は市内にいくつかある。ただし、事業所の数に対して、相談される方が多く対応できていないというのが現状になっている。そこは市の課題であると把握しており、別途、基幹相談支援センターと協力しながら解決に向けた検討が必要であると考えているところである。

○: フォントをユニバーサルデザインフォントに統一してはどうか。あと、計画案はPDFでHP上の公開をしてはどうか。

⇒: 資料2についてはユニバーサルデザインのゴシックと明朝を使用している。従前のゴシック・明朝とは違うため、ご心配の点が現状で解消されていると思う。

⇒: 冊子のHPの公開は今まで通り実施する予定としている。

○: 地域生活支援拠点と児童発達支援センターの話で、重点施策に挙げられているが、この基本計画の記載内容が福祉計画部分に記載されるほうが良いと思う。地域生活支援拠点整備といっても、大事なのは緊急対応と体験の場であり、確保に向けた検討が進めばありがたい。児童発達支援センターの課題についてもどこでどのように検討をするのか等、優先順位がわかればありがたいと思う。

⇒: 地域生活支援拠点については基本計画の方で重点施策に挙げるとともに、福祉計画の方のP. 93で成果目標に対する目標値を順番に載せている。こちらは国の指針の中で、成果目標として市町村が立てなければいけない内容を具体的に示している。地域生活支援拠点について体験の場や緊急時の受け入れについて詳細を記載するとかなりの分量になる。よって、例えばP. 93の下段にあるように、「地域生活支援拠点等の整備については1事業所を確保しているものの、拠点機能としては不十分であることから、機能の充実を図るため、事業所の確保を始めとする面的整備を進めていきます。」と現状を記載させていただいている。同様にP. 96には児童発達支援センター関係の整備について、前回の計画から引き続き記載している。児童発達支援センターの設置は令和6年4月を目指しており、

今後具体的な内容は様々な取り組みが考えられるが、「設置」に関しては記載のとおりとさせていただいた。具体的な内容は「②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築」にセンターの果たす役割が関わってくると考える。今後、実際に取り組む中で考えを深めていければと思う。

○：P. 93に「自立支援協議会を活用し、基幹相談支援センターと連携」と記載があるので、具体的に「体験の場、緊急時の受け入れ」と文言を入れていただけると嬉しい。

⇒：委員長と協議し、検討する。

◎：そのほかに中間案についてご意見ご質問はあるか。

○：計画期間についてお聞きしたが、福祉計画の見直しに際し、場合によっては基本計画の修正もありうるという理解でよいのか。

⇒：基本計画の計画期間は6年になるので、進捗確認に留まるものであり、見直しまでは考えていない。

○：中途障がい者がリハビリによって回復の余地はあると思うのだが、回復のためのリハビリ施設が市にはない。理学療法士がリハビリするようなトレーニングへの補助について記載はあるか。

⇒：福祉サービスでいうと自立訓練の機能訓練は身体的な機能回復を含めたサービスと言える。一部、生活介護もそういったことを目的に提供する事業所もあるが、理学療法士によるリハビリと医療的な面の支援となると、福祉サービス等を含む本計画の内容に関する記載までには至らない状況である。

○：今後、補助金を出すといったことを計画に盛り込んでいただくことは可能か。

⇒：現時点で計画には反映できないが、リハビリに特化した独自のサービス等を行っている他市町村の先行事例があるか調べるところから始めたい。

○：本計画の対象は障がいのある人と記載があり、具体的には手帳所持者や障がいの認定を受けた人ってということになると思う。実際に支援していく中で、ファミリーサポートセンター等も委託を受けて実施しているが、ボーダーラインの子への保護者支援の難しさ等がある。認定を受けていないためサービスを受けられない子もいる。どういう風に助けてあげたらいいのかがすごく難しいことをお伝えしたいと思う。

⇒：障がいの計画の対象は手帳所持者に限るわけではないが、実際に支援を行う上では、広範囲に考える必要があると思う。

○：今のお話のことで、ボーダーラインの人や手帳を持っていないけれ

どその対象に入るような人もいます。この計画に載ってこない方が困難事例になってきていることは間違いないと思う。例えばP. 50基本テーマ2に記載のある早期発見・早期療育は健康推進課が所轄だが、保健師の数が少なすぎるので保健師とのやり取りが難しいという課題がある。様々な課題は福祉課だけで解決できることではないので、重層的支援体制という文言をどこかに入れる必要があると思っている。

⇒：おっしゃったご視点はもつともだが、重層的支援体制整備事業については地域福祉計画等の上位計画に包含されるもので、その関係性の中で検討したい。

○：基本理念、重点施策は具体的にどこに結びついているのか記載があればわかりやすいと思う。

⇒：検討させていただく。

◎：沢山のご意見、感謝申し上げます。ここで問題化されていないが、色覚障がいがある。そのあたりも光があたればよいと思う。これをはじめとして障がい計画から取りこぼされる問題があることも留意する必要がある。

⇒：検討させていただく。

### (3) その他

**【資料】** なし

**【説明】** ⇒：いただいたご意見で中間案に反映できるものがあれば対応する。委員長と協議し内容を検討させていただく。12月末にその案を提案し、来年の1/9～2/7にパブリックコメントを実施予定とする。市民からご意見があれば精査し反映し、2月中旬～下旬に第4回目の策定委員会を開催する。

**【主な質疑・応答、意見】**

○：異議なし

### 3 その他

会議結果要旨のとおり。

今回パブリックコメントまでに委員会はないため、委員長と協議し計画案を修正することとする。次回の第4回策定委員会の日程については、パブリックコメント終了後、その結果をまとめさせていただき、2月中旬から下旬頃の開催を予定している。後日ご案内させていただく。

	4 閉会 以上
その他特記事項	なし